



平成31年3月28日
子ども若者はぐくみ局
子ども家庭支援課

京都市における更なる児童虐待対策の機能及び連携の強化について

近年、児童虐待相談・通告件数は増加の一途を辿り、児童虐待による痛ましい事案が発生しています。

本市においても、児童虐待を根絶し、すべての子どもの命を徹底的に守り抜き、健やかに育む社会を実現するために、様々な困難や課題を抱える子どもと子育て家庭を地域の中で温かく見守り、しっかりと支えていくことが重要であると考えています。

本市では、児童虐待対策として、児童相談所に全国トップクラスの児童福祉司の配置を行うとともに、「子どもを共に育む京都市民憲章」を具体化するべく、地域ぐるみの子育て支援の推進に取り組んでまいりました。

引き続き、虐待の未然防止・早期発見・早期対応・重症化防止・再発防止を徹底していくために、身近な地域にある区役所・支所子どもはぐくみ室による「課題や困りごとを抱えた家庭」への学校や地域の関係機関と連携した寄り添い支援、児童相談所による「子どもの安全確保と虐待を受けた子どもへの重点的な支援」について、これまでの取組と重層的に展開し、強化していくこととしています。

こうした状況を踏まえ、本市における児童虐待の現状やこれまでの取組状況、今後の更なる取組について御報告いたします。

1 児童虐待の現状

○ 本市の児童虐待相談・通告件数及び認定の状況

【単位：件】

年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
相談・通告件数 (新規通告のみ)	1,157	1,382	1,372	1,279	1,543	1,716
認定件数 (認定割合%)	726 (63%)	960 (69%)	951 (69%)	913 (71%)	1,145 (74%)	1,328 (77%)

※ 児童虐待の種別や通告後の流れについては別添1参照

2 本市におけるこれまでの取組

○ 児童相談所の体制強化

- ・ 全国トップクラスの人口2.5万人に一人の児童福祉司の配置（平成30年4月時点）
- ・ 専門研修・所内独自研修による専門性の確保に向けた取組の実施 等

○ 地域ぐるみの子育て支援の推進

- ・ 虐待及びその疑いのある家庭等を支援するためのネットワークである「要保護児童対策地域協議会」の全区・支所設置
- ・ 子どもに関する相談を一元的に受け付け、相談に応じる「子どもはぐくみ室」を各区役所・支所に設置
- ・ 地域の身近な子育て支援機関との連携による子育て情報の発信 等

※ 市内131館の児童館をはじめ、地域子育て支援拠点の設置数（181施設）は政令市最多（平成30年11月1日時点）

○ 児童虐待防止に関する普及啓発

- ・ 児童虐待防止啓発リーフレットの作成
- ・ 毎年11月に児童虐待防止推進月間に京都駅前での街頭啓発を実施 等

3 児童相談所が在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認及び児童虐待が疑われる事案の緊急点検の実施

千葉県野田市で発生した児童虐待による死亡事案を受けて、2月8日、国において「児童虐待の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化」が閣議決定されました。

これを受け、2月14日付けで、3つの調査について、3月8日までに緊急安全確認等を実施し、3月14日に国に報告するよう依頼があり、本市においても、別添2のとおり、対応を進めています。

4 児童虐待による重症事例検証について

本市において、平成28年、父親が当時3歳9箇月の児童に対して身体的虐待を行い、脾臓が破裂するという重症事案が発生しました。

当該児童については、本事案発生の約2年前から児童相談所が関わっていたケースであったことから、本事案発生前後の事実関係について、平成30年3月から、京都市子ども・子育て会議（現：京都市はぐくみ推進審議会）児童福祉分科会児童支援・里親部会での意見を踏まえて検証を行い、報告書としてとりまとめました（別添3-1、別添3-2参照）。

5 今後の更なる取組

(1) 切れ目のない支援の展開

すべての子どもが健やかに生まれ成長し、子どもや子育て家庭が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な地域の区役所支所・子どもはぐくみ室においては「課題や困りごとを抱えた家庭」に対する学校や地域の関係機関と連携した寄り添い支援、児童相談所においては、「子どもの安全確保と虐待を受けた子どもへの重点的な支援」の充実を図るため、双方がこれまで行ってきた取組と併せて、体制や機能を強化していくにより、虐待の未然防止から再発防止まで切れ目のない支援を展開してまいります。

(2) 妊娠期から子育て家庭に対する虐待予防の普及啓発

妊娠期から子育て家庭に対して、「どのような行為が虐待となるのか」「不安やストレスを感じた時はどこに相談すればよいのか」などをわかりやすく記載したチラシ（別添4-1参照）や児童虐待防止啓発リーフレット（別添4-2参照）を活用して、妊婦健診・乳幼児健診等の機会をとらえて、地域の関係機関等と連携しながら、地域ぐるみの虐待防止の普及啓発に取り組むことで、虐待そのものの発生を防ぐ仕組みを充実してまいります。

(3) 地域における関係機関等との連携の強化

切れ目のない支援を展開するためには、地域における関係機関との連携が必要不可欠となります。今後、更なる円滑かつ効果的な連携を行うためにも、リーフレット等を活用し、関係機関等に対し、情報提供や通告についての周知を徹底するとともに、児童虐待に対する理解を深める取組を進めてまいります。

児童虐待について

○ 児童虐待の種別について（児童虐待の防止等に関する法律第2条より）

虐待の種別は、以下の4種類となっています。体罰、子どもの前での夫婦喧嘩、戸外への締め出し等も児童虐待に当たります。

種別	概要
身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
性的虐待	児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
心理的虐待	児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
放任 (ネグレクト)	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待に類する行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

○ 通告義務について

児童福祉法第25条においては、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）を発見した者の通告義務が定められています。

児童虐待が「疑われる」という場合を含めて、「189」（全国児童相談所共通ダイヤル）やお近くの児童相談所へ速やかにご連絡・ご相談ください。

なお、通告した方の匿名性は守られます。

○ 児童相談所における虐待通告後の流れ

児童相談所においては、関係機関や市民から通告を受けた場合、家庭訪問等による直接的な関わりのみではなく、関係機関等の協力を得て、当該世帯について児童の48時間以内の安否確認を含めた初期調査を行います。

この初期調査の結果を踏まえて、虐待判定会議を開催し、以下について所内で判定を行ったうえで、対応します。

- ・ 虐待として認定するか
- ・ 認定するのであれば、どの種別で重症度はどの程度なのか
- ・ 関係機関との連携を含めた支援や介入の方針 など

以降は、適宜必要な協議を行うとともに、定期的に虐待判定会議を開催し、虐待の重症度や状態及び対応方針に変更がないか確認を行います。

○ 虐待認定に至った児童への対応

児童虐待として認定された児童の多くが地域で在宅での生活をしています。当該児童及び世帯への支援においては、地域の関係機関等が効果的に連携し、幅広い支援を行うことが重要となります。

児童相談所が在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認及び 児童虐待が疑われる事案の緊急点検について

千葉県野田市で発生した児童虐待による死亡事案を受けて、2月8日、国において「児童虐待の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化」が閣議決定されました。

これを受け、2月14日付けで、標記に係る3つの調査により、3月8日までに緊急安全確認等を実施し、3月14日に国に報告するよう依頼がありました。

国への報告内容も含めた対応状況等について、御報告いたします。

1 現時点での対応状況について

(1) 児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認〔調査1〕

ア 調査概要

児童相談所において、2月14日現在、在宅で指導している全ての虐待ケースについて、児童相談所が緊急調査を行った。調査項目は以下のとおり。

- ① 対象児童の状況確認（確認できた件数、確認できなかった場合の理由等）
- ② 保護者の状況確認（確認できた件数、確認できなかった場合の理由等）
- ③ 援助方針の見直し状況（調査結果を踏まえた方針の見直し状況）

イ 調査方針

「①対象児童の状況確認」を優先して対応することとし、関係機関への調査等を行った。確認結果を踏まえ、必要に応じて「③援助方針の見直し」を行った。

ウ 調査方法

以下の手法により、緊急安全確認を進めた。

- ・ 児童相談所において、2月14日時点の対象児童リストを保育園、学校等の所属機関別に作成し、児童相談所から所属機関等に対して調査を実施した。
- ・ 登校（園）していない児童や所属機関がない児童については、各区役所・支所子どもはぐくみ室等と連携しながら児童相談所が訪問する等、安全確認を行った。

エ 3月8日時点の調査結果（詳細は別紙1のとおり）

- ・ 対象児童2,003名のうち、1,974名の児童の安全を確認した。

オ 現在の取組

国の報告期限にかかわらず、3月8日時点で安全確認に至っていない29名の児童について調査を継続し、児童の安全確認を徹底して行っている。

(2) 長期欠席児童に係る緊急点検〔調査2〕

ア 調査概要

保育園（所）等、障害児通所支援事業所、教育委員会が所管する各学校において、2月1日から2月14日まで一度も登校（園）していない児童について、施設種別ごとに緊急点検を行った。

本市点検対象箇所数：子ども若者はぐくみ局所管分：450箇所

・保育園（所）、認定こども園等：400箇所

・障害児通所支援事業所（休養児のみ）：50箇所

教育委員会所管分（市立学校園）：265箇所

※ 私立学校・幼稚園は、京都府の調査対象

イ 調査方法

以下の手法により、緊急点検を進めた。

- ・ 学校や保育園（所）、障害児施設等に照会し、2月1日以降、登校（園）していない児童を把握した。
- ・ 登校（園）していない児童については、まず、学校や保育園（所）等が家庭訪問等により面会し、安全を確認した。
- ・ 面会できない、又は、面会できるが児童虐待のおそれがある家庭については、関係機関に守秘義務が課された要保護児童対策地域協議会の枠組を活用し、リストアップを行い、児童相談所に情報提供している。

ウ 3月8日時点の調査結果（詳細は別紙2のとおり）

- ・ 該当する児童は、未就学児（私立幼稚園除く。）183名、小中学校等で758名の計941名おり、このうち731名の児童の安全を確認した。
- ・ 面会に至っていない210名のうち、入国管理局等の関係機関確認が必要な児童が24名、不登校等により訪問しても面談できなかった児童が167名、里帰り出産等の申出があったため居所調査が必要な児童が19名となった。
- ・ なお、関係機関において確認できていない児童のうち、不登校の児童についてはその要因（「行き渋り」や「体調不良」等）に配慮しつつ、3月中に再訪問を行う。

エ 現在の取組

国の報告期限にかかわらず、以下のとおり調査を継続している。

- ・ 入国管理局等の関係機関に確認が必要な児童については、現在照会中であり、照会結果を踏まえ、改めて、必要な調査を行う。
- ・ 関係機関において確認できていない児童については、3月中に再訪問を行う。
- ・ 居所調査が必要な児童については、児童相談所において必要な調査を行う。

(3) 教育委員会における保護者等からの不当な要求をされた事案の確認【調査3】

ア 調査概要及び調査方法

教育委員会において、平成30年度中に、要保護児童となった児童生徒等の保護者等から、当該児童生徒等に関して教育委員会に対して不当な要求をされた事案について、その対応状況を確認した。

イ 調査結果

2件

2 今後の対応

(1) 調査の継続

国の報告期限にかかわらず、1(1)及び(2)の調査を継続し、不登校等の児童の状況に配慮しつつ、安全確認を徹底して行っていく。

また、今回の調査を通じて、警察と情報共有を行う事例はなかったものの、より詳細な安全確認のため、所属機関等が児童相談所と情報共有を行ったケースが130件あったことから、これらについても、児童相談所が緊急度や対応の方向性を確認のうえ、関係機関と連携しながら、居所調査や訪問等、3月中に必要な調査を行う。

なお、現在、緊急性があるとの情報はないが、調査において、重篤な事案が確認された場合は、速やかな一時保護の実施等、児童の安全を最優先した対応を行っていく。

(2) 身近な地域での寄り添い支援の展開

今回の調査の中で、幼稚園や保育園等の所属機関がない未就学児について、面会に至りくいことが明らかとなったことから、来年度、区役所・支所の子どもはぐくみ室に配置する、地域での見守り支援と連携の要となる係長級職員を中心に、身近な地域で「課題や困りを抱えた家庭」に対する寄り添い支援を充実し、児童虐待の未然防止から再発防止まで切れ目のない支援を展開していく。

(1) 児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認（3月8日時点）

所属機関の有無（※1）		対象人数	安全確認できた人数 (保護者については状況確認)	安全確認に至っていない人数 (保護者については状況確認)		
				関係機関にて確認予定	再訪問予定	
児童		2,003	1,974	29	16	13
	所属機関あり	1,870	1,857	13	9	4
	所属機関なし	133	117	16	7	9
保護者 (※2)		2,003	1,756	247	234	13
	所属機関あり	1,870	1,629	241	230	11
	所属機関なし	133	127	6	4	2

※1 所属機関：児童が所属する関係機関（幼稚園、保育園、障害児通所施設、学校等）

※2 保護者については、児童数ベースでカウントしている。

(2) 長期欠席児童に係る緊急点検（3月8日時点）

		対象事業 所数	該当児童の いる 事業所数	該当児童数	面会できた 人数	面会に至っていない人数			
						関係機関等に よる確認中	再訪問予定 (※)	居所調査が 必要	
未就学児		465	114	183	113	70	22	33	15
	市立幼稚園	15	1	1	1	0	0	0	0
	市営保育所	17	6	6	4	2	1	1	0
	民営保育園	229	77	127	70	57	17	29	11
	認定こども園	34	9	14	11	3	1	0	2
	小規模保育等	120	14	14	7	7	2	3	2
	障害児通所支援事業所	50	7	21	20	1	1	0	0
就学児		250	188	758	618	140	2	134	4
	市立小学校	159	108	236	208	28	0	26	2
	特別支援学校	8	7	25	20	5	1	4	0
	市立中学校	67	63	438	352	86	1	83	2
	市立高校	10	6	34	24	10	0	10	0
	義務教育学校	6	4	25	14	11	0	11	0
総計		715	302	941	731	210	24	167	19

※ 「再訪問予定」の対象については、子ども自身が、「行き渋り」「体調不良」等を原因として不登校となっている場合もあり、面談のあり方について丁寧に対応していく。

児童虐待重症事例等検証報告について（概要版）

平成28年、父親が当時3歳9箇月の児童（以下「本児」という。）に対して身体的虐待を行い、脾臓が破裂するという重症事案（以下、「本事案」という。）が発生しました。

本児は即日入院し、児童相談所は一時保護により本児の安全を確保しましたが、本児については、本事案発生約2年前から児童相談所が関わっていたケースであったことから、本事案発生前後の事実関係について、平成30年3月から、京都市子ども・子育て会議（現：京都市はぐくみ推進審議会）児童福祉分科会児童支援・里親部会（以下「部会」という。）での意見を踏まえて検証を行い、この度、報告書を取りまとめましたので、概要について御報告いたします。

<参考>

- ・ 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項（抄）

国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

- ・ 平成20年3月14日付け厚生労働省通知「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（抄）

第1 基本的な考え方

1 目的

検証は、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う。

2 実施主体

都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が実施することとし、検証の対象となった事例に係る市町村は当該検証作業に参加・協力するものとする。

1 検証の目的

二度と同様の事案を発生させないため、児童相談所の対応を中心に、本事案の発生前後の事実関係について検証を実施し、必要な再発防止策の検討を行う。

なお、本検証は関係者の処罰や批判、責任追及を目的とするものではない。

2 検証の方法

本市が主体となって検証を行った。

なお、公平性・信頼性を確保するため、検証に当たっては、京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会児童支援・里親部会（以下「児童支援・里親部会」という。）に計6回、意見聴取を行った。

【意見聴取の経過】

平成30年3月：京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会児童支援里親部会
平成30年4月：京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会児童支援里親部会
平成30年5月：京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会児童支援里親部会
平成30年6月：京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会児童支援里親部会
平成30年8月：京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会児童支援里親部会
平成31年2月：京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会児童支援里親部会

3 検証を行ううえでの着目点

検証に当たっては、児童支援・里親部会における意見を踏まえ、以下を検証報告書の着目点とした。

- ・ 児童相談所における児童虐待通告への対応
- ・ 所属機関（※）からの情報提供及び通告
- ※ 保育園（所）・学校等の子どもが所属・在籍している関係機関
- ・ 警察との情報共有のあり方
- ・ 各区役所支所と児童相談所における連携

4 報告書において掲げた課題と改善状況（○：課題，→改善状況）

- 3件虐待通告があったうちの1件について、通告後48時間以内の現認ができていなかった。
 - 現認が必要な児童が一目で分かるように、ホワイトボードへの掲示を行った。
＜平成30年11月実施済＞
 - 組織的に進捗管理を行うために、48時間以内の現認の可否等の記録化を徹底した。
＜平成30年11月実施済＞
- 支援方針等が適切に見直しされていなかった。
 - 複数回の受傷がある場合等は、会議において支援方針等の適切な見直しを行う。
＜着手済＞
 - 支援方針等に係る協議を行った場合は、結果の記録化を徹底する。
＜着手済＞
- 関係者会議が開催されていなかった。
 - 関係者会議の開催基準の明確化し、適切な開催に取り組む。
＜平成31年度実施＞
- 情報提供の取扱いの判断・経過が記録化されていなかった。
 - 情報の内容の共有を行い、経過や判断について記録化を徹底する。
＜着手済＞
- 所属機関における情報提供及び通告の遅れ。
 - 所属機関に対し情報提供及び通告に関する周知を徹底する。
＜平成30年度実施済＞

- 児童虐待防止啓発事業にて関係機関等への周知の強化を行う。
＜平成30年11月実施済＞
- 支援における所属機関との役割分担を明確化する
＜着手済＞
- 児童相談所と警察での共通認識の不足
 - 児童相談所と警察との協定の締結する
＜平成30年10月実施済＞
- 要保護児童の状況に関する情報連携不足
 - 子どもはぐくみ室における組織的な進捗管理を実施
＜着手済＞
 - 平成31年度から、研修等を活用し、子どもはぐくみ室内の情報共有の徹底を行う。
＜平成31年度実施＞

5 今後の対応について

課題として掲げた内容について、特に「着手済」及び「平成31年度実施」としている案件については、速やかに改善を図り、重症となる事案が今後発生することのないよう、適切に対応してまいります。

なお、改善内容の進捗状況については、事務監査の実施により確認を行います。また、状況は、適宜部会に報告のうえ、意見をいただきながら、適切な改善が着実に図れるよう進めます。

児童虐待重症事例等検証報告書

平成 3 1 年 3 月

京都市

目次

1	はじめに	1
(1)	検証の目的	
(2)	検証の方法	
(3)	検証を行ううえでの着目点	
2	事案の概要と経過	2
(1)	世帯概要	
(2)	重症事案の発生及び父の逮捕に至るまでの児童相談所の対応経過	
(3)	重症となった事案の概要	
3	本事例で明らかになった課題とその改善方法	10
(1)	児童相談所における児童虐待通告への対応	
(2)	所属機関からの情報提供及び通告	
(3)	警察との情報共有のあり方	
(4)	各区役所・支所と児童相談所における連携	
4	その他（地域での子育て支援体制についての児童支援・里親部会委員の意見）	20
5	まとめ	20

1 はじめに

平成28年、父親が当時3歳9箇月の児童（以下「本児」という。）に対して身体的虐待を行い、脾臓が破裂するという重症事案（以下、「本事案」という。）が発生した。

本児は即日入院し、児童相談所は一時保護により本児の安全を確保したが、本児については、本事案発生約2年前から児童相談所が関わっていたケースであったことから、本事案発生前後の事実関係について検証を行うものである。

なお、父親は、平成30年4月に、懲役1年6箇月保護観察付き執行猶予4年が確定している。

<参考>

- ・ 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項（抄）

国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

- ・ 平成20年3月14日付け厚生労働省通知「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（抄）

第1 基本的な考え方

1 目的

検証は、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う。

2 実施主体

都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が実施することとし、検証の対象となった事例に関係する市町村は当該検証作業に参加・協力するものとする。

(1) 検証の目的

二度と同様の事案を発生させないため、児童相談所の対応を中心に、本事案の発生前後の事実関係について検証を実施し、必要な再発防止策の検討を行う。

なお、本検証は関係者の処罰や批判、責任追及を目的とするものではない。

(2) 検証の方法

本市が主体となって検証を行った。

なお、公平性・信頼性を確保するため、検証に当たっては、京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会児童支援・里親部会（以下「児童支援・里親部会」という。）に計6回、意見聴取を行った。

【意見聴取の経過】

平成30年3月：京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会児童支援里親部会

平成30年4月：京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会児童支援里親部会

平成30年5月：京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会児童支援里親部会

平成30年6月：京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会児童支援里親部会

平成30年8月：京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会児童支援里親部会

平成31年2月：京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会児童支援里親部会

(3) 検証を行ううえでの着目点

検証に当たっては、児童支援・里親部会における意見を踏まえ、以下を検証報告書の着目点とした。

- ・ 児童相談所における児童虐待通告への対応
- ・ 所属機関（※）からの情報提供及び通告
 - ※ 保育園（所）・学校等の子どもが所属・在籍している関係機関
- ・ 警察との情報共有のあり方
- ・ 各区役所支所と児童相談所における連携

2 事案の概要と経過

(1) 世帯概要（年齢はいずれも本事案発生当時）

父、母、長兄（小学生）、次兄（保育園（所）に所属）、本児（3歳9箇月・保育園（所）に所属）の5人世帯

※ プライバシー等に配慮し、個人情報等については検証の趣旨を損なわない範囲で削除している。

(2) 重症事案の発生及び父の逮捕に至るまでの児童相談所の対応経過

※ 児童相談所における通告受理から虐待判定の流れについては、別紙を参照。

※ 児童相談所が通告及び情報提供を受けた時点及び関係機関が受傷を確認した時点における対応経過一覧については別表を参照。

ア 本児出生前

時期	概要
本児出生前	◆長兄の母子健康手帳交付（母：16歳，父：18歳） ・若年ケースのためA区保健センターは要支援ケースと判断。
	◆長兄出生
	◆近隣から児童相談所に虐待通告（子どもの泣き声が聞こえる）
	◆初回虐待判定会議 ・虐待認定：長兄について 放任（危機）虐待者：父母 （若年夫婦であり、安全面等の配慮が不十分） ・支援方針：保健センターをモニターとして経過観察
	◆当該世帯がA区からB区へ転入
	◆次兄出生
	◆保育園（所）入所申請（長兄、次兄） ・希望の保育園（所）は定員満杯で入所できず。

イ 本児出生後

時期	概要
本児出生後	◆本児出生

	◆ B区保健センターによる新生児訪問
	◆ B区保健センターによる家庭訪問
	◆ 長兄、次兄がC保育園（所）に入所したが、数箇月後から休みがちになる。
	◆ 母からB区福祉事務所へ電話 ・母が長兄、次兄のC保育園（所）退園を希望。

ウ 虐待通告 1（別表の①）

時期	概 要
①虐待通告	◆ 近隣から児童相談所に虐待通告 ・数箇月前から、夜中になると、子どもが泣きながら、えづく声が聞こえる。 ・通告者は22時頃に寝るのでそれ以後のことは分からない。 ・一昨年には、父親が暴れていたため怖くなって警察に通報し、警察官が来たことがある。
①の当日	◆ 児童相談所からC保育園（所）へ状況確認 ・長兄、次兄について、C保育園（所）を退園したことを確認。
①の当日	◆ 児童相談所からB区保健センターへ電話 ・①から24日後に本兄の1歳半健診があることを確認。
①から24日後	◆ 本兄、B区保健センターの1歳半健診に未所せず。
①から31日後	◆ 長兄、次兄、本兄がD保育園（所）に入園
①から40日後	◆ B区保健センターによる家庭訪問（1歳半健診未受診のため） ・厚越しに声がするも、面会できず。
①から46日後	◆ 児童相談所による家庭訪問（不在） ・児童相談所職員が名刺を郵便受けに入れる。
①から53日後	◆ 母から児童相談所に電話（児童相談所職員の名刺を見て） ・家庭訪問することを伝える。
①から53日後	◆ 児童相談所からB区福祉事務所に状況確認 ・長兄、次兄、本兄がD保育園（所）に約3週間前に入園したことを確認。
①から53日後	◆ 児童相談所による家庭訪問 ※通告後初めて現認 ・長兄、次兄及び本兄を現認。 ・児童相談所から通告内容について母に説明。母は憤慨。
①から53日後	◆ 母から児童相談所に電話 ・母が訪問主旨について納得できていないので再度説明して欲しいとの問い合わせ ・児童相談所から訪問主旨（通告に基づく調査であること）を説明するとともに、母なりに育児をがんばっていることを認め、子育てに不安があれば児童相談所へ相談するよう助言。 ・児童相談所の説明に、母は納得。

エ 情報提供（別表の②）

時期	概 要
①から76日後 ②情報提供	◆児童相談所がD保育園（所）を訪問 ・長兄、次兄及び本兄について聴取。 ・長兄が後頭部を受傷していたことがあり、園（所）長が長兄に聞くと、「父に玩具を投げられた」と話したことを聴取。
①から89日後 ②から13日後	◆初回虐待判定会議（①の通告に基づく） ・虐待認定：長兄、次兄及び本兄について 心理（危惧）虐待者：母 放任（危惧）虐待者：父 長兄について 身体（軽度）虐待者：父 ・支援方針：必要に応じて支援や指導を行う必要があるため、B区保健センター、D保育園（所）をモニターとして経過観察

オ 受傷の確認1（別表の③）

時期	概 要
①から約8箇月後 ③受傷の確認	◆D保育園（所）において、<u>本兄の受傷を確認</u> ・担任保育士が、本兄について、<u>頻に手形の痣があるのを確認</u>。 ・担任保育士が長兄に聞くと、「父が「ムカつく」と言って叩いた」との発言があったが、父に聞くと「きょうだい間のケンカ」と説明しており、実態は不明。
③から約30日後	◆D保育園（所）から情報提供書にて児童相談所へ情報提供。 ・本兄のほか、長兄・次兄の状況についても記載。
③から57日後	◆児童相談所からD保育園（所）へ架電 (情報提供書の内容について確認) ・本兄の受傷について確認（上記と同内容）。
③から60日後	◆定例虐待判定会議 ※本兄について追加で認定（身体的虐待） ・虐待認定：長兄、次兄及び本兄について 心理（危惧）虐待者：母 放任（危惧）虐待者：父 長兄、本兄について 身体（軽度）虐待者：父 ・支援方針：必要に応じて支援や指導を行う必要があるため、B区保健センター、D保育園（所）をモニターとして経過観察

カ 受傷の確認2（別表の④）

時期	概 要
③から約1年後 ④受傷の確認	◆D保育園（所）において、<u>本児の受傷を確認</u> ・登園時に父から担任保育士に対し、「怒り過ぎた」との発言があり、<u>本児の体を確認すると、右頬（口の中）が切れたように赤くなっていた。</u>
④から約40日後	◆D保育園（所）から情報提供書にて児童相談所へ情報提供。 ・本児のほか、長兄・次兄の状況についても記載。
④から49日後	◆児童相談所からD保育園（所）へ架電（情報提供書の内容について確認） ・本児の受傷について確認（上記と同内容）。 ・次兄についても左目（目頭から頬にかけて）痣があった。次兄に聞くと、「父にやかましいと言われ叩かれた」と話した。 ・長兄は、傷痕はないが、時々、鼻血を出しており、服が汚れていることがある。父に事情を確認するも、「夜に鼻血が出て、着替える暇がなかったの」と話し、原因は不明。

キ 受傷の確認3（別表の⑤）

時期	概 要
④から82日後 ⑤受傷の確認	◆D保育園（所）において、<u>本児の受傷を確認</u> ・担任保育士が、<u>本児について、右頬及び左目の下に痣を確認。父に聞くと「きょうだい喧嘩である」との返事で、本児に「パパにされたの？」と聞くと、「うん」と応えた。</u>

ク 虐待通告2（別表の⑥）

時期	概 要
⑤から9日後 ⑥虐待通告	◆D保育園（所）の園長から虐待通告 ・9日前に本児の右頬と左目の下に痣があったことに加え、本日、登園時に鼻血を出していた。父に事情を聞くと、「きつく叩いたつもりはないが、叩いてしまった」と発言があった。
⑥の当日	◆児童相談所がD保育園（所）を訪問 ・通告内容について確認（本児について現認）。 ・児童相談所とD保育園（所）が協議した結果、まずは園が父母と話をすることで事実の確認と反省を促すため、直ちに児童相談所が介入せず、D保育園（所）と父母で面談し、事実の確認と反省を促すこととなる。 ⇒ 保育園（所）長から父に対して、子どもに暴力を振るうことは不適切であると指導するとともに、保育園（所）で親が暴力を振るったことによる受傷が発見された場合、児童相談所に連絡する必要がある、今回の受傷については児童相談所に通告する旨を伝える。

⑥から1日後	◆児童相談所がD保育園（所）を訪問 ・保育園（所）長から父へ指導した様子について確認。 ・父は素直に非を認め、今後もD保育園（所）と話し合っていくことについて前向きな姿勢であったと聴取。
⑥から16日後	◆B区保健センターが家庭訪問

ケ 受傷の確認4（別表の⑦）

時期	概 要
⑥から53日後 ⑦受傷の確認	◆D保育園（所）において、<u>本児の受傷を確認</u> ・<u>本児について、目の下に赤い痣があり、園（所）長が父に聞くと「きょうだい間で遊んでいてじゃれあって玩具が目当たった」との説明があり、長兄及び次兄に聞くと、「排便を失敗した本児が父に叩かれた」との発言があった。</u>
⑦から3日後	◆児童相談所からD保育園（所）へ連絡 （児童相談所が直近の状況を確認するために架電） ・3日前の本児の受傷について確認（上記と同内容）。
⑥から約2箇月後 ⑦から12日後	◆初回虐待判定会議（⑥の通告に基づく） ・虐待認定：長兄、次兄及び本児について認定 放任（危惧）虐待者：父母 身体（中度）虐待者：父 ・支援方針：受傷が再発した場合、一時保護を検討するため、B区保健センター及びD保育園（所）をモニターとして経過観察

コ 虐待通告3（重症事案発生）

時期	概 要
⑦から約4箇月後 ⑧重症事案発生	◆父に連れられ、本児が病院で受診し即入院
⑧から1日後	◆父から本児に対して虐待の疑いがあると病院が判断し、病院から児童相談所へ虐待通告
⑧から1日後	◆児童相談所からD保育園（所）へ連絡し直近の状況を聴取 ・⑦以降、重症事案発生の兆候がなかったことを確認。
⑧から1日後	◆児童相談所から入院先病院を訪問 ・搬送に係る経過を確認。
⑧から4日後	◆児童相談所から長兄、次兄の所属する小学校及び保育園（所）へ電話し、登校・登園状況を確認 ※ 以降、長兄、次兄の登校・登園状況については随時把握。
⑧から5日後	◆病院から父母及び本児の様子を児童相談所へ報告
⑧から7日後	◆児童相談所と病院で関係者会議（個別ケース検討会議）を開催
⑧から11日後	◆児童相談所が警察署を訪問

	・ケース概要を説明し、児童相談所の方針（本児の退院時に本児ときょうだい2人を一時保護する）を伝える。
⑧から12日後	◆児童相談所がD保育園（所）を訪問 ・本児の入院前の登園状況及び受傷状況を聴取。
⑧から18日後	◆児童相談所と病院で関係者会議（個別ケース検討会議）を実施
⑧から18日後	◆児童相談所が、受傷の原因について調査するため、入院先とは違う病院において受傷の原因について意見聴取（セカンドオピニオン）を実施。 ・身体的虐待による受傷である蓋然性が高いことを確認。
⑧から21日後	◆本児を一時保護
⑧から21日後	◆児童相談所において父母と面談 ・長兄、次兄についても現認 ・長兄、次兄の一時保護については父母が拒否したため、一時保護としない代わりに、児童相談所から家庭訪問することで父母了承。
⑧から22日後	◆児童相談所が家庭訪問
⑧から23日後	◆児童相談所が家庭訪問
⑧から24日後	◆児童相談所が家庭訪問
⑧から25日後	◆児童相談所が家庭訪問
⑧から27日後	◆児童相談所が家庭訪問
⑧から29日後	◆児童相談所で本児の心理検査（児童心理司が検査等により児童の成長発達 の状況や心理状態を把握すること）を実施
⑧から33日後	◆児童相談所で次兄の心理検査を実施（母、長兄、次兄来所）
⑧から35日後	◆児童相談所で長兄及び次兄に対し個別に事実確認面接を実施するとともに、長兄の心理検査を実施（母、長兄、次兄来所）
⑧から48日後	◆父母、長兄及び次兄が児童相談所に来所 ・児童相談所から父母に対し、長兄及び次兄の心理検査結果を説明するとともに、どならない子育て練習法プログラム（以下「DKTプログラム」という。）の実施について提案。

サ 初回虐待判定会議

時期	概要
⑤から約2箇月後	◆初回虐待判定会議（⑧の重症事例発生に伴う通告に基づく） ・家族再統合の支援を実施する（DKTプログラム実施）。

シ 初回虐待判定会議以降

時期	概要
初回虐待判定会議以降	◆父母に対しDKTプログラムを実施（第1回目）
	◆父母に対しDKTプログラムを実施（第2回目）
	◆父母に対しDKTプログラムを実施（第3回目）
	◆児童相談所において母と本児が面会

◆父母に対しDKTプログラムを予定するも不参加 ※連絡は取れている。
◆DKTプログラムを予定するも父母は不参加 ※連絡は取れている。
◆父母、長兄及び次兄が児童相談所に来所 ・子どもの安全計画の振り返り。
◆児童相談所において母と本兄が面会
◆父母に対しDKTプログラムを実施（第4回目）
◆母に対しDKTプログラムを実施（第5回目）
◆児童相談所が家庭引取りに向けた判定会議を実施 ・DKTプログラムの終結と、祖母からの支援状況も踏まえて復帰後の安全策を検討して本兄の家庭復帰を目指す。
◆児童相談所による家庭訪問（祖母、長兄及び次兄在宅）
◆児童相談所において父と面談 ・家庭引取りに向けて、一時保護委託を検討する旨を説明。
◆児童相談所が家庭引取りに向けて判定会議を実施 ・本兄らの安心安全が確保できる環境の実現を最優先に、祖母を含めた家族安全計画（体制）の再調整を行う ・一時保護委託により本兄の生活の安定を図る。
◆児童相談所において父母と面談 ・児童養護施設への一時保護委託を実施。
◆児童相談所において、父母、祖父母と面談 ・安全計画策定のため
◆本兄の外泊（1泊）
◆父母がDKTプログラムを終了
◆本兄の外泊（約1週間）
◆児童相談所による家庭訪問
◆児童相談所において父母と面談 ・前回外泊の振り返り
◆本兄の外泊（長期）
◆児童相談所による家庭訪問
◆児童相談所において、父母、祖母、長兄及び次兄と面談 ・安全計画策定のため
◆児童相談所において家庭引取りに向けた所内会議を実施 ・本兄について、11月末を目処として家庭引取りとする。
◆関係者会議（個別ケース検討会議）の開催 ・これまでの児童相談所の取組内容を報告 ・今後に向けた関係機関の役割分担・情報共有を確認
◆児童相談所による家庭訪問

	◆本児について家庭引取り
	◆児童相談所による家庭訪問

ス 父の逮捕

時期	概要
⑧から約1年8箇月後	◆父の逮捕（児童相談所は警察からの連絡において把握）

3 本事例で明らかになった課題とその改善方法

(1) 児童相談所における児童虐待通告への対応

ア 児童虐待通告受理時の現認について

(7) 問題点

○ 過去に一度、通告後48時間以内の現認ができていなかった

2(2)ウ（別表①）のとおり、本児に関しての初めての通告は近隣からの泣き声通告であった。児童相談所の記録ではこの通告から53日後に家庭訪問を行い、本児を現認している。

当時の担当者から聴き取りを行ったが、担当者の記憶も曖昧で、家庭訪問をしたが不在であったのか、48時間以内の現認が不要と判断したのか、その経過は明らかにできなかった。

(4) 国が示す対応

○ 児童虐待通告を受けた場合の児童の安否確認について

国の児童相談所運営指針においては、「迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい」とされているが、「他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケース」については例外とされている。

安全確認の手法については、「児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本」としているが、「場合によっては、学校の教職員など他の機関の目視にかえることもできる」とされている。

なお、平成30年7月20日付けで閣議決定された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（以下「緊急総合対策」という。）では、子どもとの面会ができず、安全確認が出来ない場合には、必要に応じて立入調査を実施するよう見直しが行われている。

○ 本市の対応状況

本市では、原則48時間以内に児童相談所が直接現認するほか、以下のとおり対応を行っている。

＜児童相談所が直接しなくても現認したものとしているケース＞

- ・ 保育園（所）・学校等において本児の安全が確認できる場合
- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室等の関わりのある機関が訪問する方が、より効果的な支援ができると判断される場合

＜関係機関の方針を踏まえ、例外的に４８時間を超えて安全確認を行っているケース＞

- ・ 通告受理後児童の特定を行うまでに時間を要した場合
- ・ 緊急性に乏しく各区役所・支所子どもはぐくみ室等関係機関による家庭訪問が直近に予定されている場合
- ・ 児童相談所が直接訪問を実施したものの不在であったケースで警察同行までは必要と判断せず後日再訪問を行う場合

＜土日・祝日の対応＞

児童相談所の閉庁時には児童虐待ＳＯＳ緊急ダイヤルに連絡が入り、マニュアルにおいて「緊急性あり」に該当するケースについては、当番の課長級職員に連絡が入り対応している（医療機関からの通告等で緊急を要するケースなど）。

それ以外の相談・通告については翌開庁日にＳＯＳ相談員からの報告を確認のうえ、迅速に対応している。

(ウ) 児童支援・里親部会委員の意見

- ・ 「４８時間以内の安全確認について、本市の基準に則り、児童相談所の判断において合理的な理由がある場合に４８時間を超過するのは問題ない。」
- ・ 「しかしながら、本事例については、通告当時は保育園（所）や小中学校といった所属集団がなく、関係機関も児童を現認できていない状況であったにも関わらず、児童相談所からの家庭訪問の実施を見送っており、その判断根拠が児童相談所の記録として明確に残されていないことが問題であり、対策を講じる必要がある。」
- ・ 「今回の事案は、通告直前（２８日前）に兄らが保育園（所）を退園したことを児童相談所は通告当日に把握しており、早急に現認を行う必要があるリスクの高い事案だと判断すべきであった。」
- ・ 「特に、関係機関が継続的な関わりを持っている事例については、４８時間以内の現認が十分でないことが多いのではないかと。今回の事案についても、経過を見る限りでは、保健センターや福祉事務所が関わっていたことから家庭訪問を先延ばしにしたものと考えられるが、本来であればこのようなケースについても４８時間以内の現認を徹底すべきである。」
- ・ 「人為的なミスは起こりうると考え、４８時間以内での現認ができなかった事案、できそうにない事案について組織内で共有し、できなかった原因を分析することが重要である。」

(エ) 改善内容

虐待通告後、原則４８時間以内の安全確認については、合理的な理由がある場合を除き、徹底することが必要であることから、以下のとおり改善を行った。

○ 進捗状況の掲示＜改善済＞

平成３０年１１月から、４８時間以内に現認が必要な児童を担当者及び補職者が一目で分かるように、ホワイトボードを設置し、現認できていない子どもの通告の日時を掲示している。

○ 組織的進行管理の徹底＜改善済＞

今回の事案は、48時間を超過する段階の記録が記載されておらず、当時の担当者も記憶が曖昧であり、当時どのような判断がなされていたのかが不明瞭であったことから、平成30年11月から、以下の点について記録化を徹底した。

- ・ 48時間以内の現認の可否
- ・ 48時間を超過する時点で、どのような判断・理由で超過するのか 等

イ 情報提供及び通告を踏まえた判定について

(7) 問題点

○ 支援方針等が適切に見直しされていない

2(2)オ～ケ(別表③～⑦)のとおり、本児については重症事案が発生するまでに、5回虐待が疑われる受傷が確認されていた。

しかし、児童相談所の対応については、本児について軽度の身体的虐待として認定し、関係機関である保健センターや保育園(所)での見守りを依頼するに留まっていた。

(4) 国が示す対応

○ 支援方針の見直しについて

国の子ども虐待対応の手引きにおいては、支援方針について、子どもが発達する存在であること、子どもを囲む環境も変化していることを踏まえ、支援の経過の中で随時修正されていくべきものであり、現に継続的な見守り等を行っている事例において、新しい虐待事象があるなどの場合は、通常判定会議において見直し、再判定を行うこととされている。

○ 本市の対応状況

虐待通告を受理した場合、児童相談所は初期調査を行った後、総合的にアセスメントした結果をもって原則2箇月以内に初回虐待判定会議にて虐待認定を行い、継続的な支援方針の決定を行っている。

その後、在宅で継続指導を行っているケースについては、定期的(少なくとも6箇月に1回)に定例虐待判定会議を開催し、状況把握等の進行管理を行っている。

その際、アセスメントの見直しを行い、虐待のリスク(重症度)に変化はないかの確認や、世帯に対する具体的な支援内容などの支援方針の見直しを行っている。

なお、新たな虐待事象など状況に変化があった場合は、その都度判定会議を開催し、虐待のリスクの変更や支援方針の見直しについて協議を行っている。

(6) 児童支援・里親部会委員の意見

- ・ 「受傷に関する情報提供や通告が重なっていたことから、虐待のリスクが高まったと捉えるべきであった。」
- ・ 「児童相談所は、関係機関に経過観察を依頼するだけでなく、世帯への支援に係る方向性を明確にする必要があったのではないか。」

- ・ 「児童相談所が親と接触しているのは、1回のみである。児童相談所が介入するにはきっかけやタイミングが重要であるが、再度の家庭訪問や直接面接していない父への直接指導のために関係機関の協力を仰ぐなど、具体的な支援や介入の方法を判定会議において検討すべき事案だったのではないか。」
- ・ 「今回の事案に関して、受傷等の今起こっている虐待事象ばかりが注目されているが、過去の経過（父母の生活歴等）や虐待の要因となる家庭の課題（夫婦関係、父母の精神状態、子どもの発達等の課題等）を総合的に踏まえ、父母の評価できる部分は評価したうえで、将来の見通しをもって支援方針を見直してほしい。」

(I) 改善内容

○ 支援方針等の適切な見直し＜着手済＞

複数回の受傷がある場合などは、世帯における虐待のリスクが高まったと考え、定例虐待判定会議を開催し、過去の経過や家庭環境も踏まえて総合的にアセスメントを行い、支援方針を見直す。

なお、支援方法等が適切に見直しできているかについては、平成31年度以降の事務監査において確認する。

○ 支援方針等に係る協議結果の記録化＜着手済＞

定例虐待判定会議において虐待の重症度の変更や、世帯に対する具体的な支援内容・方法などについて協議した結果の会議録への記載を徹底する。

なお、記録が適切に行われているかについては、上記の支援方法等が適切に見直しできているかと併せて、平成31年度以降の事務監査において確認する。

ウ 関係者会議（個別ケース検討会議）の開催について

(7) 問題点

○ 関係者会議が開催されていない

重症事案が発生するまでの間、本事例については、児童相談所が関係機関への電話や訪問等での状況聴取を行っていたが、関係者会議（個別ケース検討会議）については開催されず、関係者間で支援の方向性を共有できていなかった。

(4) 国が示す対応

○ 関係者会議（個別ケース検討会議）について

国の子ども虐待対応の手引きでは、要保護児童対策地域協議会の枠組を用いて関係機関が一堂に会し、個別ケース検討会議を開催することで、要保護児童及びその保護者に関する情報等の交換を行い、共通の認識に立って支援内容や役割分担を協議する等、各関係機関が連携しながら、早期発見並びに効果的な対応を図ることが重要とされている。

○ 本市の対応状況

本市では、要保護児童対策地域協議会の枠組みを用いて実務者会議（各児童相談所と各区役所・支所の子どもはぐくみ室の間で、少なくとも3箇月に1回、要保護児童等として登録されているケースについて情報共有を行う会議）を開催しているほか、状況に応じて必要な場合は、適宜、関係者が一堂に会する要保護児

児童対策地域協議会の関係者会議（個別ケース検討会議）を開催している。

しかし、関係者会議（個別ケース検討会議）を必要としない場合であっても、関係機関と個別に連絡を取り合い、事例の状況把握や対応方針の共有に努めている。

(ウ) 児童支援・里親部会委員の意見

- ・ 「電話等では一方的な確認になりがちである。情報にそごが生じないように、定期的に関係者会議を行うことが望ましい。」
- ・ 「関係機関で見守りをするだけでなく、関係者が一堂に会して支援の方向性を確認する必要があるのではないか。」
- ・ 「関係者会議を開催する場合は、目的を明確にすべきである。」

(エ) 改善内容

○ 関係者会議の開催基準の明確化＜平成31年度実施＞

関係者会議（個別ケース検討会議）は、要保護・要支援児童への継続的な支援において、関係機関同士の正確な情報の共有、具体的な連携方法の確認、方針の見直しなど、目的を明確にしたうえで、適時・適切な開催が必要である。

このため、どのような条件、目的、頻度で関係者会議（個別ケース検討会議）の開催が必要とされるのかについて平成31年度に基準を設けることで、適切に会議を開催できるよう取り組む。

エ 既に連携している関係機関からの過去の受傷に係る情報提供の取扱いについて

(ア) 問題点

○ 情報提供の取扱いの判断・経過が記録化されていない

2(2)オ、カ（別表③、④）は、受傷から1箇月半以上経過した時点で、所属機関である保育園（所）は、定期的な情報提供書により、虐待が疑われる受傷について児童相談所に情報提供を行っており、児童相談所においても情報提供として扱っている。

一方で、2(2)キ、ク（別表⑤、⑥）の受傷についての情報は、受傷直後に保育園（所）から通告があったため、通告の取扱いとなっている。

上記の受傷に係る情報の取扱が異なっていることについて、受傷等の情報を情報提供として扱う場合は、少なくとも児童相談所内で報告・協議を適切に行うことが必要であるが、その記録がなく経過が明らかとなっていない。

※ 所属機関からの情報提供についての問題点は(2)で記載

(イ) 国が示す対応

○ 関係機関等からの虐待に関する情報の取扱について

国の児童相談所運営指針において、児童相談所は、地域住民や関係機関から直接通告を受けるなどにより、子どもの権利擁護のための支援活動を開始するとされているが、虐待に関する通告は、必ずしも通告という形でもたらされるとは限らないため、個人を特定できる虐待に関する情報については、すべて虐待通告として取り扱うこととされている。

○ 本市の対応状況

本市においても、通告元が情報提供を意図したものであったとしても、虐待

に関する情報は虐待通告として取り扱い、初期調査及び虐待判定を行う。

ただし、以下の場合には、情報提供として対応する場合がある。

- ・ 児童相談所において虐待認定を行ったケースで、地域班（在宅の虐待認定ケースの支援を担当するチーム）が継続的な見守りを行う中、見守りを依頼している関係機関からの情報に限り、情報の内容や緊急性を、児童相談所内で報告・協議のうえで、情報提供として対応する場合

※ これは、子どもの安全確認ができており、児童相談所の支援方針に変更がない場合であり、例外的な対応となる。

- ・ 関係機関が虐待の兆候を確認してから児童相談所に通告するまでに時間を要した場合は、傷痕が治癒したり、子どもの話があいまいになることがある。そのため、受傷の程度や原因が分からなくなることから、虐待判定が正確に行えなくなるため、情報提供として対応せざるをえない場合

(ウ) 児童支援・里親部会委員の意見

- ・ 「見守りや支援を継続する中で関係機関との情報共有が密に行われていることは理解できるが、情報提供か通告かの判断を児童相談所として行わなければ、本来通告として対応すべき事案が埋もれるおそれがあるため、内部での報告・協議を徹底すべきである。」
- ・ 「継続的に見守りを行っていたケースについて、傷・痣等を関係機関が確認した場合には、報告・協議の経過を明らかにすることが望ましい。」

(エ) 改善内容

○ 情報の内容の共有、経過・判断の記録化の徹底＜着手済＞

虐待認定を行ったケースに関する関係機関からの情報提供は、地域班（在宅の虐待認定ケースの支援を担当するチーム）と虐待班（虐待通告の初期対応を担当するチーム）で適切に報告・協議を行っているが、その経過や判断が明確になるよう、記録化を徹底する。

なお、記録化が適切に行われているかについては、平成31年度以降の事務監査において確認する。

(2) 所属機関からの情報提供及び通告

(ア) 問題点

○ 所属機関における情報提供及び通告の遅れ

2(2)オ、カ（別表③、④）は、受傷から1箇月以上経過した時点で「定期的な情報提供」として保育園（所）から児童相談所へ情報提供書が提出されたものであり、児童相談所が所属機関である保育園（所）との情報共有を図るまでに時間がかかっていた。

「定期的な情報提供」とは、「学校及び保育園（所）等から児童相談所への定期的な情報提供について」（保健福祉局子育て支援部児童家庭課長（現：子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課長）、保健福祉局子育て支援部保育課長（現：子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室長）、児童福祉センター児童相談所長、教育委員会事務局指導部生徒指導課長の四者連名通知）（以下「四者連名通

知」という。)に基づき、児童相談所で虐待認定を行っている児童について、所属機関が毎月の登園・登校状況や欠席理由等を所定の様式(情報提供書)に記入し、翌月15日までに児童相談所へ提出する取組である。

なお、受傷等の情報については、一時保護を実施する可能性もあることから、速やかに児童相談所へ情報提供又は通告を行うことが必要であり、「定期的な情報提供」にもその旨が記載されている。

本事例において保育園(所)から情報提供及び通告を行った際の状況について聴取したところ、所属機関においては児童虐待に関するノウハウの蓄積が少なく、傷痕の程度や子どもと保護者の言い分の食い違い等から、情報提供とすべきか通告とすべきか判断が難しいとの意見があった。

加えて、保育園(所)や小・中学校等の所属機関においては、児童相談所へ通告する契機となる受傷等について情報を把握しやすい反面、所属機関しか知りえない情報のため、通告元を秘匿したとしても保護者等が予想しうること、通告後も保護者等との関係を継続していく必要があることから、その対応に苦慮していることが確認できた。

(イ) 国が示す対応

○ 通告義務について

児童福祉法第25条には、「要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」とあり、子どもの安全を確保するという観点から、新たな児童虐待の兆候や状況の変化を把握した場合には直ちに通告する必要がある。

○ 本市の対応状況

本市では、保育園(所)や小・中学校等の所属に対して、四者連名通知を発出し、「定期的な情報提供」(所定の連絡表に欠席日数や欠席理由等を記入し、翌月15日までに児童相談所へ提出するもの)を依頼している。

提出された情報提供書については、児童相談所が確認し、必要に応じて提出元に状況を聴取している。

なお、四者連名通知には、定期的な情報提供と併せて、受傷等の新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握した場合は、定期的な情報提供に留めることなく、速やかに児童相談所へ情報提供又は通告を行うことなども依頼している。

(ウ) 児童支援・里親部会委員の意見

- ・ 「保育園(所)の職員から、児童相談所への通告や一時保護について抵抗感があるという話を聞いたことがある。一時保護から家庭引取りになることも多いため、所属機関は通告を契機とした児童相談所による指導や一時保護によって保護者や世帯との関係性が崩れることを恐れているのではないか。」
- ・ 「児童に不審な傷・痣等があれば児童相談所に通告する義務があると保護者にあらかじめ周知しておくことや、虐待が疑われる児童を発見したときの対応について、所属機関での理解を深めてもらう必要がある。」
- ・ 「児童相談所へ通告した場合に、個別の事例についてどのような流れで介入や

支援が行われるのか見通しがはっきり持てないことから、児童相談所と情報共有がしにくい状況にあると考えられる。」

(I) 改善内容

○ 所属機関への情報提供及び通告に関する周知の徹底＜改善済＞

これまでからも、年度当初に四者連名通知に基づいた「定期的な情報提供」の依頼文を送付する際、受傷等の新たな児童虐待の兆候や状況の変化があればすぐに連絡が欲しい旨の周知文を盛り込んでいたが、平成30年度からより分かりやすく明示するなどの工夫を行う。

○ 関係機関等への周知の強化＜改善済＞

平成30年度から、毎年11月に行っている児童虐待防止啓発のリーフレットを関係機関等に送付する際、受傷等の新たな児童虐待の兆候や状況の変化があればすぐに連絡が欲しい旨を新たに周知することにより、児童虐待通告時の対応や児童相談所における対応について、保育園(所)や小・中学校に対し、確実に周知を図る。

○ 所属機関との役割分担の明確化＜着手済＞

児童相談所は、所属機関から情報提供や通告があった場合には、その後の流れや支援方針を丁寧に説明し、所属機関としての思いを十分に聴取しながら、児童相談所と所属機関の役割分担を明確にして対応する。

(3) 警察との情報共有のあり方

(7) 問題点

○ 児童相談所と警察での共通認識の不足

本事例については、重症となる事案が発生する前から「父が玩具を投げた」、「父が「ムカつく」と言って叫いた」等の情報が保育園(所)から児童相談所に情報提供されていた。

どのような場合に児童相談所から警察に対して情報提供を行うのか、今回の重症事案発生時にはルールが明確化されておらず、情報の共有方法やその後の連携方法について、児童相談所と警察で共通認識を持つことが重要であった。

(4) 国が示す対応

○ 児童相談所と警察との間の共有について

国の通知では、以下の事案については、虐待通告・相談等により把握した場合に児童相談所と警察との間で情報共有等の連携をすることとされており、緊急総合対策により、必ず児童相談所と警察との間で共有する情報の内容が明確化されている。

＜情報共有すべき事案＞

- ・ 警察が110番通報等により児童虐待が疑われる情報を覚知した場合
- ・ 児童相談所が刑事事件として立件の可能性がある重篤な事案
- ・ 保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案

＜児童相談所と警察との間で共有することとされた情報の内容＞

- ① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等の情報
- ② 通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認がで

きない事案の情報

- ③ ①の虐待に起因した一時保護、施設入所等している事案で、保護等が解除され、家庭復帰する事案の情報

○ 本市の対応状況

本市では、国通知等に基づいて、以下の事案については、すみやかに警察に情報提供を行っていた。

- ・ 児童の生命・身体に危険が及ぶ可能性がある事案
- ・ 児童の健康や成長に影響が及ぶ可能性がある事案
- ・ 児童相談所の調査の結果、児童虐待の可能性が高い重篤な事案

なお、重症事案発生時点では、文書での取決めまでは行っていなかった。

(ウ) 児童支援・里親部会委員の意見

- ・ 「情報共有方法やその後の動き方について一定の整理がなされれば児童相談所と警察との間で児童虐待対応の連携がしやすくなるのではないか。」
- ・ 「全件の情報共有では、連携して対応すべき事案が埋もれてしまう可能性がある。一定の基準を設けた上で、基準に沿った事案の情報共有を行うべきではないか。」
- ・ 「関係機関が警察へ情報共有されることを危惧して虐待通告をためらうことのないよう、全件ではなく一定の基準に沿った情報提供を行い、関係機関に理解を求めるほうが良い。」

(エ) 改善内容

○ 児童相談所と警察との協定の締結＜改善済＞

この検証における児童支援・里親部会委員の意見も踏まえ、児童相談所と警察との間の連携について、府市の児童相談所が足並みを揃えて推進することができるよう、本市、京都府及び警察間で協議を行い、緊急総合対策も反映させる形で、平成30年10月25日に「児童虐待に係る京都府児童相談所及び京都市児童相談所並びに京都府警察との情報共有に関する協定」を締結し、児童虐待事案の組織的な情報提供と共有に関するルールを明確化した。

今後は、協定に基づいて警察との連携を強化していく。

(4) 各区役所・支所と児童相談所における連携

(ア) 問題点

○ 要保護児童の状況に関する情報連携不足

2(2)ウ(別表の①)において、通告を受けて児童相談所が当時本児のきょうだいが所属していた保育園(所)に確認したところ、退園していたことが発覚した。本来であれば、要保護児童の状況について要保護児童対策地域協議会の枠組の中で情報共有を行っている各区役所・支所の子どもはぐくみ室(当時は福祉事務所)が、退園届を受理した際に、世帯の虐待のリスクが高まったと判断し、児童相談所へ情報提供すべきであった。

(イ) 国が示す対応

○ 要保護児童対策地域協議会について

児童福祉法第25条の2では、要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うことを目的として、各自治体に「要保護児童対策地域協議会」(以下「要対協」という。)を設置できることとしている。

この要対協においては、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関を置くこととされている。

○ 本市の対応状況

本市においては、各区役所支所の子どもはぐくみ室が調整機関として位置づけられており、児童相談所との間で実務者会議を少なくとも3箇月に1回開催して全ケースについて情報共有しているほか、窓口業務等でケースの状況変化を把握するなど、必要な場合は児童相談所と情報共有を行っている。

(ウ) 児童支援・里親部会委員の意見

- ・ 「きょうだいが保育園(所)を退園したときに、急激にリスクが高まった状態であったと言える。結果としてこのときには大事にはならなかったが、事前に退園の情報が入っていれば、児童相談所の安全確認等の動きが変わった可能性がある。」

(I) 改善内容

○ 組織的な進捗管理<着手済>

各区役所・支所の子どもはぐくみ室において、要保護児童の状況を適切に把握できるよう、組織的に進捗管理を行う。

適切に行われているかについては、平成31年度以降の事務監査において確認する。

○ 研修の活用による情報共有の徹底<平成31年度実施>

子どもはぐくみ室における窓口業務等の関わりのなかで、要保護児童の状況変化等を確認した場合は、速やかに子どもはぐくみ室内で情報を共有し、児童相談所と連携することができるよう、子どもはぐくみ室職員に対して、平成31年度以降に研修等を活用し、対応について再確認を行う。

4 その他（地域での子育て支援体制についての児童支援・里親部会委員の意見）

- ・「家庭での様子を把握するためには在宅ケアを行う必要があり、本事例についても、家庭訪問等による在宅での支援が必要なケースであった。しかしながら、児童相談所からの家庭訪問は体制上難しいことから、子どもはぐくみ室等の地域レベルでの支援が必要であると感じる。」
- ・「日常的な支援を行う機関と、介入を行う機関を分けて役割分担していく必要がある。」
- ・「現在京都市において実施している児童相談所の児童虐待に係る一元的な対応については、児童相談所が虐待の情報をすべて把握できるところが利点だが、一方で地域での支援を担う子どもはぐくみ室等の意識づけが必要である。」
- ・「児童相談所が職権による一時保護等の介入をすることはハレーションが大きいいため、地域の中でどのように支援を行っていくかが重要である。」
- ・「リスクの高い世帯に拒否されず入り込んでいくためには、こんにちは赤ちゃん訪問等で全件訪問ができる子どもはぐくみ室の存在が大きい。」

5 まとめ

本事例については、本児が重症となる事案が発生する以前から児童相談所が調査を行い、関係機関による見守りを行ってきた。

児童相談所は、本児が重症となる事案が発生してから、速やかに本児の一時保護や警察への情報提供を行ったほか、家族再統合に向けて親支援プログラムの実施や家庭訪問等により家庭環境を整えるなど、子どもの最善の利益を優先した細やかな支援を行った。

これは、平成28年度に改正された児童福祉法にも掲げられている家庭養育優先原則（子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とするもの）に沿った支援を行っていると言える。

しかしながら、子どもが重症を負うような事案が発生する前に予防できることが何よりも子どもの最善の利益になることは確かである。

今回の検証において、通告後の児童相談所における対応、関係機関との連携、警察との情報共有のあり方等、検証を通じて事案が発生するまでの日々の対応や支援において見直すべき点が明らかになったことから、これらの点について、特に＜着手済＞及び＜平成31年度実施＞としている案件について、速やかに改善を図り、重症となる事案が今後発生することのないよう、適切に対応する。その改善の進捗状況については、事務監査を実施するとともに、適宜児童支援・里親部会に報告し、ご意見をいただきながら適切な改善が着実に図れるよう進める。

児童相談所における通告受理から虐待判定の流れ

児童相談所においては、関係機関や市民から通告を受けた場合、関係機関等に対し、当該世帯について初期調査を行う。

この初期調査の結果を踏まえて、初回虐待判定会議（※）を開催し、以下について所内で判定を行う。

- ・ 虐待として認定するか
- ・ 認定するのであれば、どの種別でどの重症度なのか
- ・ 児童相談所の支援や介入の方針 など

以降は定期的（少なくとも6箇月に1回）に定例虐待判定会議を開催し、認定、種別、重症度及び方針に変更がないか確認を行う。

※ 初回虐待判定会議は、通告を受けるたびに開催する。

○ 虐待の種別（児童虐待の防止等に関する法律第2条）

種別	概要
身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
性的虐待	児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
心理的虐待	児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
放任 (ネグレクト)	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待に類する行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

○ 虐待の重症度

重症度	認定基準の一例
危惧	虐待行為が確認できていないが、子どもへの虐待が心配される訴えや状況がある。
軽度	実際に子どもへの虐待行為が見られるが、一定の制御がある、一時的なものであるなど、重篤な病理は認められない。
中度	虐待行為があり、長期的に見ると子どもの人格形成に重い問題を残すことが危惧される。
重度	今すぐには生命の危険はないと感じられるが、現に子どもの健康や成長発達に重大な影響が生じている。
生命の危機	子どもの生命に危険がある。

通告又は受傷に係る情報提供等への対応状況一覧

別 表

No.	通告内容または受傷状況	児童相談所 が把握した日	通告・情報 提供の別	通告又は 情報提供者	児童相談所等における対応状況等			児童相談所の対応に係る課題
					通告後の対応経過等	現認日	虐待認定結果・支援方針等	
①	数ヶ月前から、夜中になると、子どもが泣きながら、えづく声が聞こえる。	通告当日	通告	近隣住民	通告当日 長兄、次兄について保育園(所)の退園を確認 通告24日後 健診未来所 通告40日後 保健センターが家庭訪問(面会できず) 通告46日後 児童相談所が家庭訪問(不在) 通告53日後 児童相談所が家庭訪問【現認】	通告から 53日後	初回虐待判定会議(①の通告に基づく) ・虐待認定:長兄、次兄及び本児について 心理(危機)虐待者:母 放任(危機)虐待者:父 長兄について 身体(軽度)虐待者:父 ・保健センター、D保育園(所)をモニターとして経過観察 ・子ども支援センター及び保健センター並びに保育園に判定結果報告	
②	長兄が後頭部を受傷していたことがあり、園(所)長が長兄に聞くと、「父に玩具を投げられた」と話した。	受傷から 13日後	情報提供	保育園(所)長 担任保育士	児童相談所が保育園(所)に訪問し、最近の世帯状況を確認した際に聴取	—		○過去に一度、通告後48時間以内の現認ができていなかった ○要保護児童の状況に関する情報連携不足
③	担任保育士が頬に手形の痣があるのを確認。担任保育士が長兄に聞くと「父が「ムカつく」と言って叩いた」との発言があったが、父に聞くと「きょうだい間のケンカ」と説明しており、実態は不明。	受傷から 57日後	情報提供	担任保育士	児童相談所が情報提供書に記載された内容を確認し、保育園(所)に電話して詳細を確認した際に聴取	—	定例虐待判定会議 ・虐待認定:本児について、認定を追加 身体(軽度)虐待者:父 ・保健センター及び保育所にモニターの継続を依頼	○支援方針等が適切に見直しされていない ○関係者会議が開催されていない ○情報提供の取扱いの判断・経過が記録化されていない ○所属機関における情報提供及び通告の遅れ
④	登園時に父から担任保育士に対し、「怒り過ぎた」との発言があり、本児の体を確認すると、右頬(口の中)が切れたように赤くなっていた。 ※このほか、別の日に次兄の左目(目頭から頬にかけて)痣あり。次兄に聞くと、「父にやかましいと言われ叩かれた」と話した。	受傷から 49日後	情報提供	担任保育士	児童相談所が情報提供書に記載された内容を確認し、保育園(所)に電話して詳細を確認した際に聴取	—	—	
⑤	本児について、右頬及び左目の下に痣を確認。父に聞くと「きょうだい喧嘩である」との返事で、本児に「パパにされたの？」と聞くと、「うん」と応えた。	受傷から 9日後	通告	保育園(所)長	通告当日 児童相談所が保育園(所)を訪問【現認】 保育園(所)が父と面談し指導 通告1日後 児童相談所が保育園(所)を訪問 通告16日後 保健センターが家庭訪問	通告当日	初回虐待判定会議(⑥の通告に基づく) ・虐待認定:長兄、次兄及び本児について 放任(危機)虐待者:父母 身体(中度)虐待者:父 ・保健センター及びD保育園(所)をモニターとして経過観察 ・受傷が再発した場合には、一時保護も検討	○支援方針等が適切に見直しされていない ○関係者会議が開催されていない
⑥	登園時に鼻血を出していた。父に事情を聞くと、「きつく叩いたつもりはないが、叩いてしまった」と発言があった。	受傷当日						
⑦	本児について、目の下に赤い痣があり、園(所)長が父に聞くと「きょうだい間で遊んでいてじゃれあって玩具が目当たった」との説明があり、長兄及び次兄に聞くと、「排便を失敗した本児が父に叩かれた」との発言があった。	受傷から 3日後	情報提供	保育園(所)長	児童相談所から保育園(所)へ電話で状況確認した際に聴取	—		

※ 児童相談所は本児出生前から当該世帯について関わりがあるが、この一覧においては本児に係る通告及び受傷に係る情報提供についてのみ記載する。

子どもを健やかに育むために

子育てをしていると、思い通りにいかずイライラすることがあります。

つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることがあっても、体罰や暴言は、恐怖によるコントロールをしているだけで、「しつけ」ではありません。子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があるため、以下のポイントを心がけて子どもと向き合しましょう。

● 子育てに体罰や暴言を使わない

体罰や暴言を使うと、子どもが言うことを聞き、一見、効果があるように見えますが、これは叩かれたり、怒鳴られることへの恐怖によって行動している姿です。言われたことに対して自分で考えて行動しているわけではありません。

子どもにとって、大人から叩かれたり、怒鳴られることは、とても怖いことです。大人は、「すこし叩いただけ」「怒鳴っただけ」と思っている「虐待」にあたり、子どもの心に大きなダメージを残すこともあります。

相手が子どもだからといって、暴力や暴言が許されるわけではありません。体罰や暴言はエスカレートする可能性もあるため、「叩かない」「怒鳴らない」ことを心に決めて、子どもと接しましょう。

● 子どもが親に恐怖をもつとSOSを伝えられない

体罰や暴言などにより、子どもが親に恐怖を感じると、親の顔色を見て行動するようになります。

また、恐怖を感じる親に対しては、子どもが心配事を打ち明けられなくなります。心配事を相談できないと、いじめや非行など、より大きな問題に発展してしまう可能性があります。



● 爆発寸前のイライラをクールダウン

子どもが言うことをきいてくれないときに、イライラすることは誰でもあることです。しかし、疲れているなどして、もともと抱えているストレス度が大きいと、子どものちょっとした行動（おもちゃの取り合い、すぐに動かないなど）をきっかけに、イライラが爆発してしまうことがあります。

イライラが爆発する前に、深呼吸する、窓を開けて風にあたるなど、クールダウンするための、自分なりの方法を見つけておきましょう。

● 親自身がSOSを出そう

育児の負担をひとりで抱えこまずに、家族に分担してもらったり、行政などの様々な支援サービスの利用も検討しましょう。区役所・支所子どもはぐくみ室では、お住まいの地域の担当者が子育ての相談に応じています。困ったときは、ぜひご相談ください。

● 子どもの気持ちと行動をわけて考え、育ちを応援する

子どもに「イヤ!」と言われたとき、お母さん・お父さんは戸惑うこともあるでしょう。しかし、子どもの「イヤ」は、自我の芽生えであり、成長の証でもあります。「どうしたらいいかな?」と子どもの考えを引き出し、必要に応じて助け船を出しながら、子どもの言い分を気長にききましょう。

親は子どもの「イヤ」に対し、「だめ」「こうしなさい」と指示的に対応してしまうこともありますが、子どもの成長の中で必ず通る道だと大らかに構えて、子どもの意思をくみ取り、後押ししていきましょう。

子育ての悩みがあるときは…

○区役所・支所子どもはぐくみ室 お住まいの地域の担当者が子育てについての相談に応じています。

○児童福祉センター

・児童福祉センター(南区・伏見区以外にお住まいの方)
電話：075-801-2929

・第二児童福祉センター(南区・伏見区にお住まいの方)
電話：075-612-2727

開所日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
(祝日・年末年始は休み)

○京都市子育て支援総合センター こどもみらい館

・子育てはっとダイヤル 電話：075-257-5560

相談時間：午前9時～午後4時30分

・子育て相談 電話：075-254-8993

予約受付時間：午前9時～午後5時

休館日：火曜日(祝日の場合は翌平日)、
年末年始(12月28日～1月4日)

MEMO



これって「しつけ」？ もしかして「虐待」!?

しつけのつもりなんだけど…

これって虐待？ 叱っているうちに自分で分からなくなってきた…

そんな悩みは誰もが持っています。

一緒に考えてみましょう。

例 子どもが悪いことをしたときや、言うことを聞かないときに、しつけのために子どもをたたいている。



→ 「体罰でわからせる」やり方は、子どもに恐怖心を感じさせるだけになってしまいます。しつけとして子どもに伝えたいことが伝わりません。体罰をしつけに使うと、保護者の側も止められなくなり、エスカレートすることがあります。

例 子どもが言うことを聞かないので、「ちゃんとできない子はいない」と言ってしまった。



→ 子どもの存在を否定するようなことばかけは、子どもの心を深く傷つけます。また、子ども自身が「自分はダメな人間なんだ」と感じ、自尊心や意欲が持てなくなります。

例 子どもができる範囲を大きく超えた習い事や家庭学習をさせている。



→ 子どもには期待をかけてしまうものです。しかし、大きすぎる負担は子どもの本来の力を引き出すことにならず、その子の成長や発達に適切なやり方とは言えません。

「しつけ」とは???

子どもが自立できるように社会のルールを教えることです。

子どもが自分で適切な行動をとれるように導くことが目的です。

しつけは、子どもの発達や理解度に合わせて行っていくもので、体罰やおどすようなことばを使って従わせるものではありません。

虐待かどうかは、子どもにとって有害かどうかで判断します。保護者は「しつけ」のつもりでも、子どもの心身を傷つけ、健全な成長をさまたげる行為は不適切であり「虐待」になります。

子ども虐待ってなんだろう？

子ども虐待とひとくちに言っても、さまざまな行為があります。

具体的には、どのような行為が子ども虐待とされているのでしょうか？

保護者(親や親に代わる養育者)が、子どもに加える
次のような行為のことを虐待といいます。

身体的虐待

- なぐる、ける、たたく、首を絞める、
投げ落とす
- タバコの火を
おしつける
- 骨折をさせる
- 激しく揺さぶる
- おぼれさせる
- 戸外にしめだす
- 意図的に子どもを病気にさせる
など



ネグレクト(養育の拒否や放置)

- 適切な衣食住の世話をしない
- 病気になっても病院へ連れて行かない
- 子どもを家に残したまま度々外出する
- 子どもを自動車の中に放置する
- 子どもの意思に反して学校に行かせない
- 保護者以外の同居人
による虐待を保護者
が放置する
など



心理的虐待

- ことばでおどす
- 子どもの心を
傷つけることを
言う
- 無視したり、拒否的な態度をとる
- 他のきょうだいと著しく差別的な
扱いをする
- 子どもの目の前で配偶者などに
暴言をはく、暴力をふるう
など



性的虐待

- 子どもへの性交、性的行為
- 性器や性交を見せる
- 子どもの性器を触ったり、子どもに性器を
触らせたりする
- 子どもをポルノグラフィーの被写体にする
など



※児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)第二条に定められています。

これらの虐待は子どもの身体や心に深い傷あとを残し、健全な成長をさまたげます。
時には生命を奪うこともあります。

子育てのストレスと上手に付き合いましょう。

どんなに子どもがいとおしくても、子育てにはストレスがつきものです。イライラがつのると、その分、子どもにつらく当たってしまう機会が増えてしまいます。「そんなつもりじゃなかったのに…」と自己嫌悪におちいることは、どんな親にでもあります。ここでは、子育てのストレスと上手に付き合うためのヒントをご紹介します。



時には手を抜きましょう

掃除、洗濯、食事の準備など、ていねいにやろうとすれば家事は大きな負担です。がんばりすぎないことが大切です。疲れている時は、「まあいいか」「明日やればいいか」という気持ちで、体を休めましょう。



自分に合った落ち着き方を見つけましょう

子どもにつらく当たりそうになった時、あなたはどんなやり方でイライラを解消していますか？その場ですぐにできる対処法を見つけて、実行できるように準備しておきましょう。

- 深呼吸をする
- 数を10かぞえる
- コップ一杯の水を飲みほす
- など

自分の時間を作りましょう

子どもと離れてリフレッシュすることは、子どものためにも必要なことです。一時保育やショートステイなど、利用できる制度を知っておくとよいでしょう。趣味や習い事、スポーツなど、自分のためだけに使える時間を意識して作りましょう。



子どものよいところを探して、ほめましょう

叱らないように努力するよりも、子どものよいところを探して、ほめる機会を増やせるように普段から意識してみてください。「よくできたね」「がんばってるね」など、ほめることで子どもは自信が持てるようになり、大人への信頼感も増しますので、親子関係が円滑になります。

<コラム>「北風と太陽」

北風と太陽が、どちらが早く旅人の上着を脱がすことができるか競争することにしました。まずは北風が、力いっぱい冷たい風を吹きつけて、旅人の上着を吹き飛ばそうとします。しかし旅人は、上着が飛ばされないようにしっかり押さえこんでしまい、上着を脱がすことはできませんでした。次は太陽の番で



す。太陽は、旅人の頭上で光り輝き、旅人を照らしました。ポカポカとあたためられた旅人は、自分から上着を脱いでしまいました。

(イソップ物語「北風と太陽」より)

この物語のように、あたたかく優しい態度で接してあげた方が、冷たく厳しい態度で接するよりも、子どもは自発的に行動に移すことができます。



ひとりで抱え込まないで

楽しく子育てをするためには、まわりの人に頼ることも大切です。甘え上手になって、身近な人に積極的に頼りましょう。子育ての喜びや苦勞を共有できる仲間がいると、気持ちの負担はより軽くなります。子育てに関する相談機関に相談することもできます。

